

## 広告書

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続きに関する条例（平成26年京都府条例第15条。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する産業廃棄物処理施設設置等を行うため、条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成したので、次のとおり広告します。

なお、条例第2条第5号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は京都府山城北保健所を経由して、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができます。

令和7年 12月 吉日

株式会社ソーデン社  
代表取締役 山元 隆

### 1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地および連絡先

名称及び代表者指名	株式会社ソーデン社 代表取締役 山元 隆
所在地	岡山県岡山市南区箕島377番地の4
連絡先	TEL 086-282-3100 (担当者: 山元 忠司)

### 2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理方式並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	量販店から受託した家電製品宅配設置作業に伴い発生する、廃家電製品・建設系廃棄物の一時保管を行うため。
計画地	京都府宇治市楓島町十一 167番1, 166番1
処理方式	積替保管
処理する産業廃棄物の種類	廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。また特定家庭用機器廃棄物を含む）

### 3 周辺地域に該当する地域

周辺地域に該当する地域	宇治市楓島町 十一青葉町内会、楓島リブタウン町内会、 (計画地の敷地境界から100メートル以内の当該地域を含む地域団体の区域および上記町内会)
-------------	---

### 4 事業計画の周知

事業計画書の縦覧の場所、期間および時間	縦覧の場所：楓島コミュニティセンター（宇治市楓島町大川原27番地の5） 期間：令和7年12月29日（月曜日）から令和8年1月30日（金曜日）まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。)  縦覧の時間：午前9時から午後5時まで (正午から午後1時までを除く。)
説明会の開催を予定する日時および場所	日時：令和8年1月17日（土曜日） 午前10時～午前11時30分 場所：楓島コミュニティセンター (宇治市楓島町大川原27番地の5) 2階 小会議室
その他の事業計画の周知方法	令和7年12月15日(月曜日)から令和8年2月6日(金曜日)まで ( <a href="https://sodensya.co.jp/news-release/">https://sodensya.co.jp/news-release/</a> ) にて事業計画書を掲示

### 5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和 8 年 2 月 6 日（金曜日）
提出先	〒611-0021 宇治市宇治若森 7-6 京都府山城北保健所 環境課 TEL 0774-21-2193
提出方法	持参又は郵送（必着）による
様式の入手方法	・事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。 ・京都府のウェブページ ( <a href="http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html</a> ) からダウンロードできます。

### 6 その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は、京都府山城北保健所を経由して、見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
修正見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「修正見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び修正見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、この印刷物の回覧（配布）方法と同じ方法で回覧（配布）する（この掲示板に掲載する）ほか、弊社のウェブページ ( <a href="https://sodensya.co.jp/news-release/">https://sodensya.co.jp/news-release/</a> ) に掲載します。

## 第1号様式（第4条関係）

## 事業計画書

令和 7年 10月 15日

京都府知事 様  
 京都府 山城北保健所長 様

住所 〒701-0206 岡山県岡山市南区箕島377番地の4  
 事業者 株式会社ソーデン社  
 氏名 代表取締役 山元 隆  
 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主  
 たる事務所の所在地)

連絡先 086-282-3100

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画書を提出します。

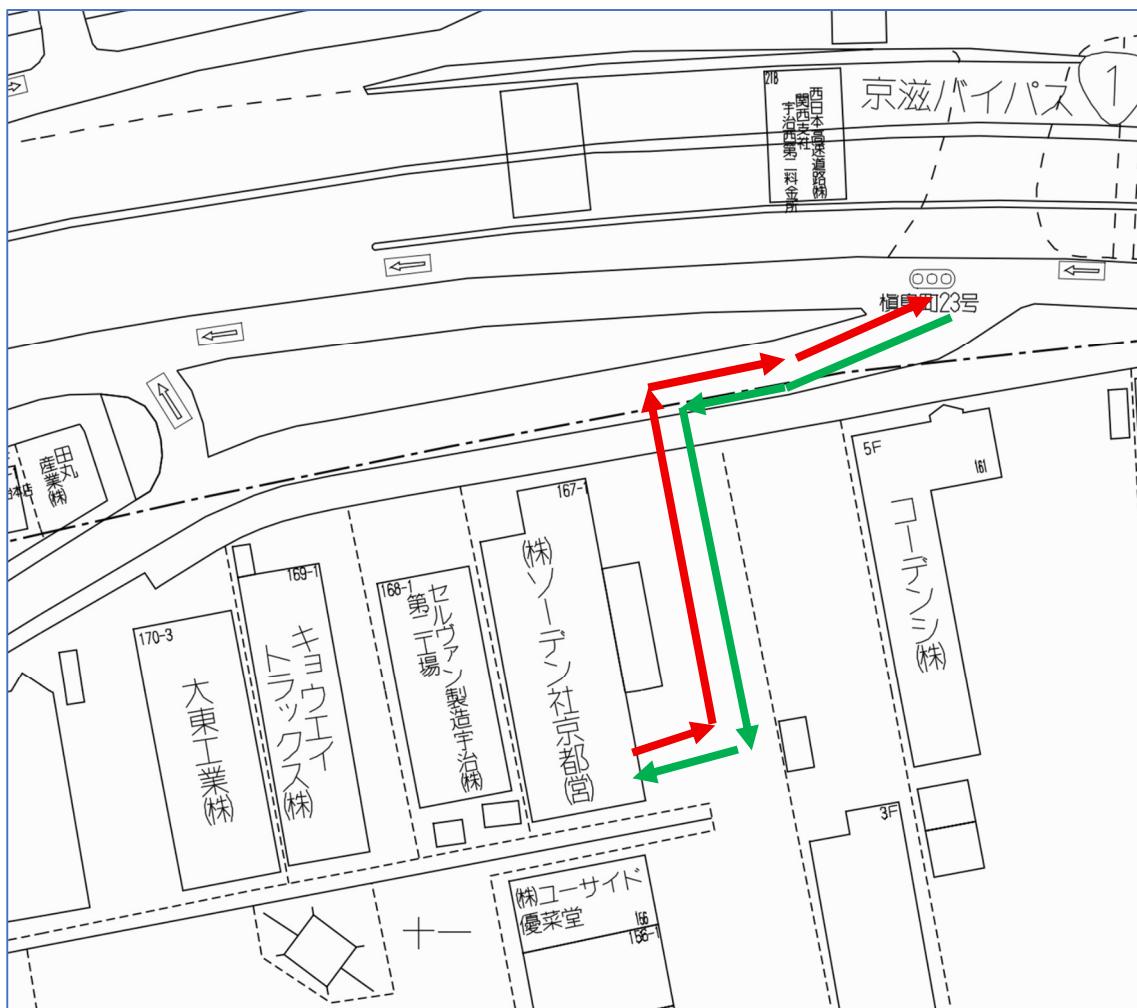
産業廃棄物処理施設設置等の目的	量販店から受託した家電製品宅配設置作業に伴い発生する、廃家電製品・建設系廃棄物の一時保管を行うため。
計画地	京都府宇治市槇島町十一167番1, 166番1,
産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類	処理方式：積替保管 処理する産業廃棄物の種類： 廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。また特定家庭用機器廃棄物を含む）
産業廃棄物処理施設等の処理能力、構造及び設備	保管容積：157.80m <sup>3</sup> 積替え保管施設 搬出能力：252m <sup>3</sup>
周辺地域の生活環境の保全のための措置	大気汚染・粉じん ・保管施設は屋内に設置する。 ・保管を行う廃棄物は梱包廃材・材料の端材、および特定家庭用機器産業廃棄物であり、その取扱いによる粉塵の発生は少なく、生活環境への影響は軽微であると考える。  騒音 ・廃棄物の取扱いが手卸し、手積み、であるため騒音は発生しない。  振動 ・廃棄物の取扱いが手卸し、手積み、であり、重機を使用しないため、振動が発生しない。  悪臭 ・悪臭が発生する廃棄物は扱わず、施設からの悪臭の漏洩が軽微であると考える。  水質汚濁 ・廃棄物は乾燥している状態で保管することが前提であり、作業による排水は発生しない。  土壤・地下水汚染 ・保管施設の床面が不浸透性コンクリートであり、万が一機器の破損等で廃液等が漏れた場合でもふき取り等で対応できるため地下浸透はしない。  周辺地域の生活環境の保全のための措置に係る根拠については生活環境影響調査書のとおり
産業廃棄物の搬入及び搬出の時間、方法及び経路	搬入出時間：午前9時から午後5時まで 搬入出方法：2トンおよび4トン バンによる。 搬入出経路：別紙のとおり

産業廃棄物処理施設等を使用する日時	月曜日から土曜日まで(祝日を除く) 午前9時から午後5時まで
産業廃棄物処理施設設置等が他の法令等の規定に基づく許認可等を要するものである場合にあっては、当該他の法令等の規定に基づく許認可等の状況	別紙のとおり
備考	

添付図書

- 1 産業廃棄物処理施設等の配置図
- 2 産業廃棄物処理施設等の構造及び処理能力(最終処分場にあっては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- 3 最終処分場にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする図書並びに災害防止のための計画及び埋立処分の計画を記載した書類
- 4 最終処分場以外の産業廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 計画地の付近の見取図
- 6 事業者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
- 7 事業者が個人である場合にあっては、住民票の写し
- 8 計画地の土地の登記事項証明書及び不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する図面の写し
- 9 事業者が計画地の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該土地を使用する権原を有することを証する書面
- 10 1から9までに掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(別紙) 産業廃棄物の搬入出経路



◇搬入経路

◇搬出経路

(添付図書1) 産業廃棄物処理施設等の配置図



## (添付図書2) 産業廃棄物処理施設等の構造及び処理能力



排出場所	一廃・産廃	所有者	廃棄物の種類
一般家庭	一般廃棄物	-	①特定家庭用機器廃棄物 (プラスチック、金属、ガラス)
			②
			③段ボール※
	産業廃棄物	他者 [REDACTED]	④壁材(がれき類)
		[REDACTED]	⑤家電の配管(廃プラスチック類、金属くず)
		ソーデン社	⑥梱包材(廃プラスチック類)
企業	一般廃棄物	-	⑦段ボール※
	産業廃棄物	企業	⑧特定家庭用機器廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)
			⑨廢蛍光灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)
		他者 [REDACTED]	⑩壁材(がれき類)
		[REDACTED]	⑪家電の配管(廃プラスチック類、金属くず)
		ソーデン社	⑫梱包材(廃プラスチック類)

#### 保管面積

$$17.00 \text{ m} \times 3.95 \text{ m} = 67.15 \text{ m}^2$$

#### 保管容積

$$67.15 \text{ m}^2 \times 2.35 \text{ m} = 157.80 \text{ m}^3$$

#### 保管高さ

$$2.20 \text{ m} + 0.15 \text{ m} = 2.35 \text{ m}$$

<内訳>

#### 1 廃家電以外

##### 保管面積

$$6.12 \text{ m} \times 3.95 \text{ m} = 24.17 \text{ m}^2$$

##### 保管容積

$$24.17 \text{ m}^2 \times 2.35 \text{ m} = 56.81 \text{ m}^3$$

#### 2 廃家電

##### 保管面積

$$10.88 \text{ m} \times 3.95 \text{ m} = 42.98 \text{ m}^2$$

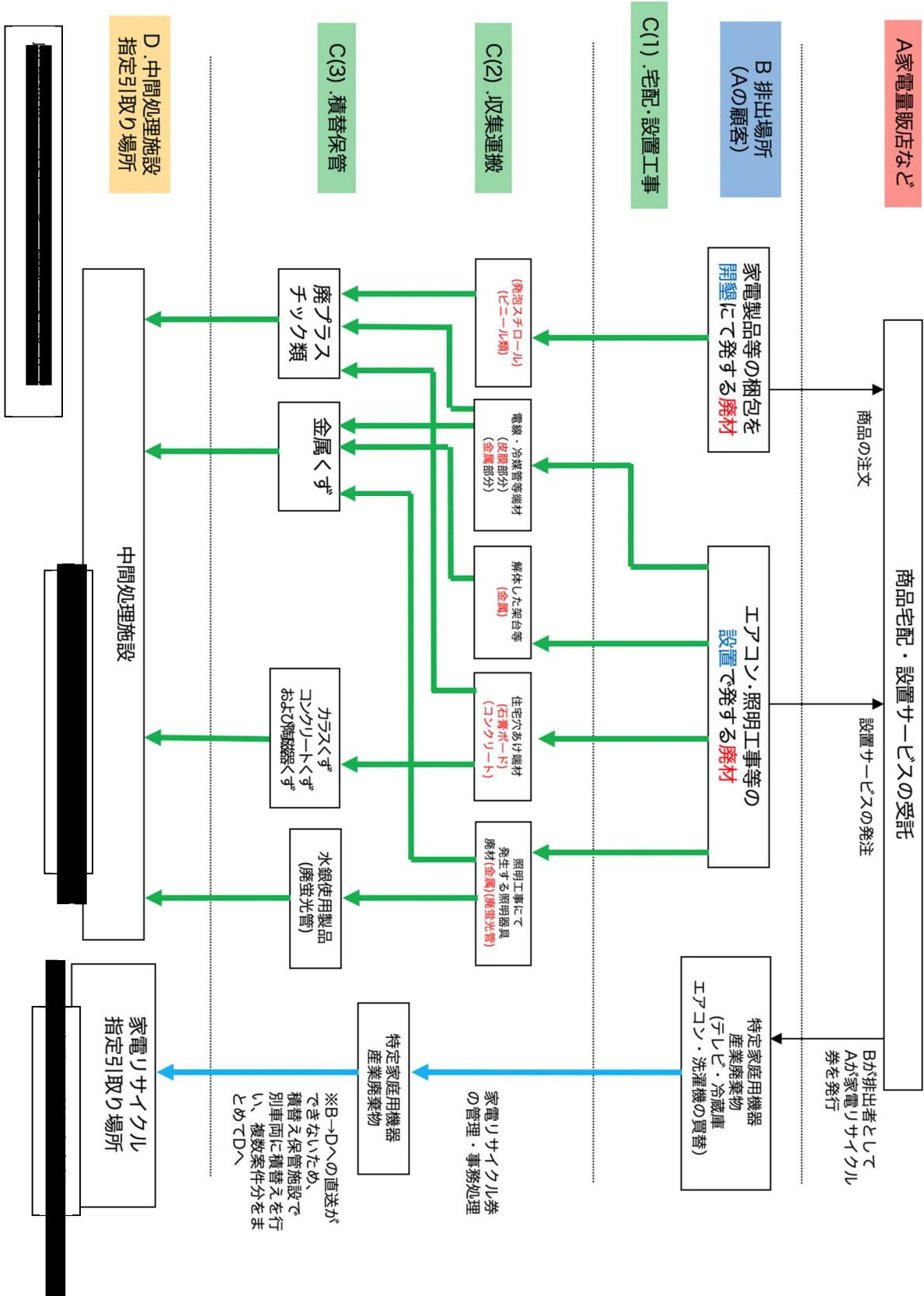
##### 保管容積

$$42.98 \text{ m}^2 \times 2.35 \text{ m} = 100.99 \text{ m}^3$$

(添付図書3) 最終処分場ではないため対象外

(添付図書4) 処理工程図及び処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類

■工程表

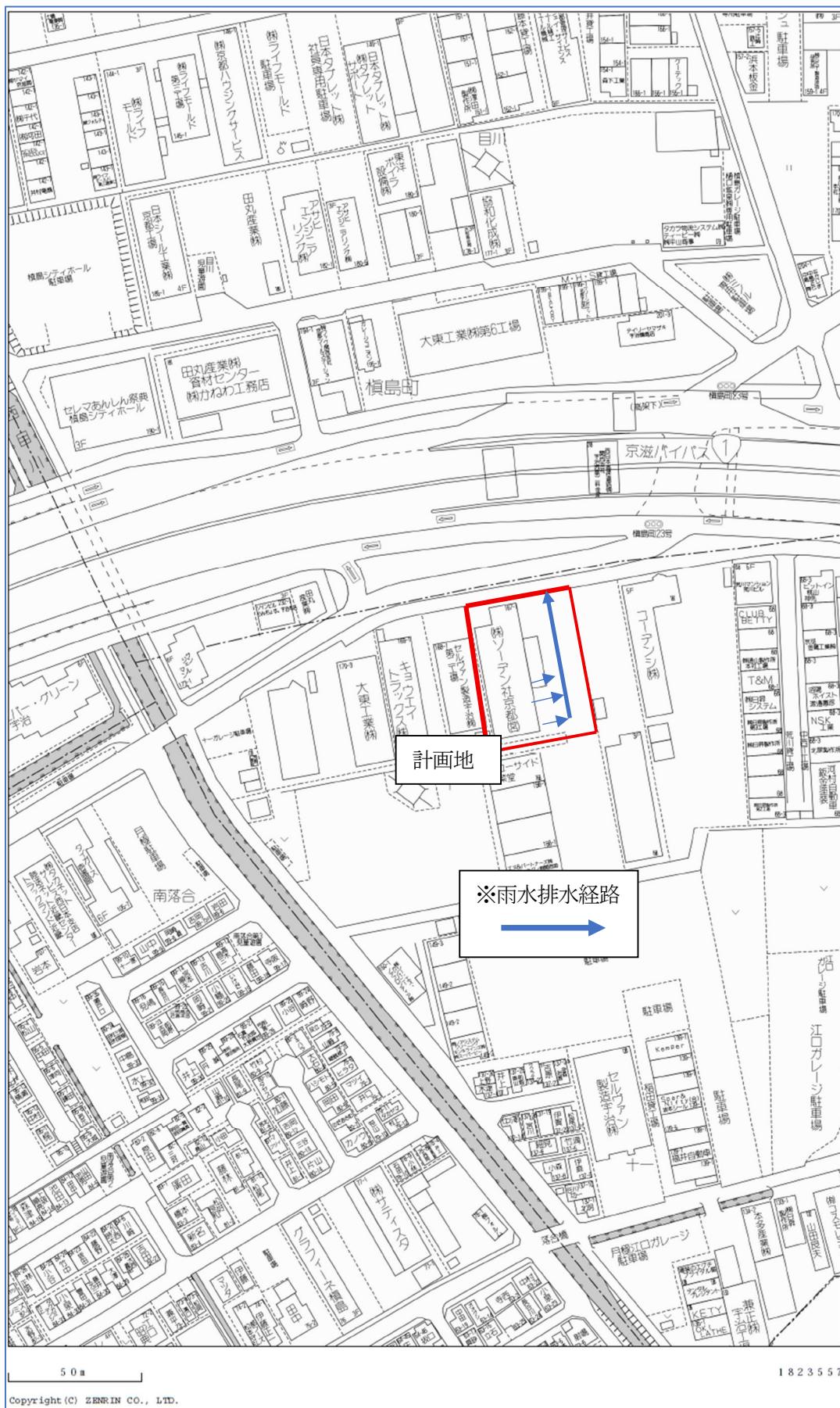


■受入廃棄物・処理後廃棄物 の表

排出場所	一廢・産廃	所有者	廃棄物の種類	受入量 (t/月)	受託料 (万円/月)	処理委託先 又は売却先	搬出量 (t/月)	委託料等 (万円/月)
			①特定家庭用機器廃棄物 (プラスチック、金属、ガラス)	49.00	150	株式会社 (指定引取場所)	49.00	0
一般家庭	一般廃棄物	-	②	0.00			0.00	0
	産業廃棄物	他者	③段ボール※	2.00	35	株式会社	1.50	0.90
	産業廃棄物	他者	④壁材(がれき類)	0.90			0.90	0.90
	ソーデン社	ソーデン社	⑤家電の配管(廃プラスチック類、金属くず)	2.02			2.02	2.02
	一般廃棄物	-	⑥梱包材(廃プラスチック類)	7.85			7.85	7.85
企業	産業廃棄物	企業	⑦段ボール※	0.50			0.30	0.30
	産業廃棄物	他者	⑧特定家庭用機器廃棄物 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	7.00	10	株式会社 (指定引取場所)	7.00	0
	産業廃棄物	他者	⑨蛍光灯 (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず)	0.10	5	株式会社	0.10	1
	ソーデン社	ソーデン社	⑩壁材(がれき類)	0.22			0.22	0.22
	ソーデン社	ソーデン社	⑪家電の配管(廃プラスチック類、金属くず)	0.51			0.51	10
	ソーデン社	ソーデン社	⑫梱包材(廃プラスチック類)	1.96			1.96	1.96
	ソーデン社	ソーデン社	②～⑥、⑨～⑫の収集運搬	15.07	30			
	ソーデン社	ソーデン社	一般廃棄物(①～③+⑦)	51.50			50.80	
	ソーデン社	ソーデン社	他者の産業廃棄物(④～⑤+⑧～⑪)	10.75			10.75	
	ソーデン社	ソーデン社	自社の産業廃棄物(⑥+⑫)	9.81	200		9.81	86
	ソーデン社	ソーデン社	産業廃棄物	20.57			20.57	
	ソーデン社	ソーデン社	廃棄物 合計	72.07			71.37	

※ 廃棄物排出の際に段ボールとともに、処分業者に持ち込むため、受入と搬出で量が異なる。

(添付図書5) 計画地の付近の見取図



(添付図書 6～10) 別紙

- ◇ 6 当該法人の登記事項証明書
- ◇ 7 (該当なし)
- ◇ 8 計画地 土地の登記事項証明書・土地公図等
- ◇ 9 建物土地の賃貸借契約書の写し
- ◇ 10 その他 (確認中)

(別紙)

## 他の法令等の規定に基づく許認可等の状況

法令等の状況	関係条文(必要手続等)	手続の要否	確認年月日・確認先等	手続状況
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)	不要	自社判断 (権利移転なし)	
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)	不要	自社判断 (開発行為なし)	
建築基準法	第 6 条(建築確認申請)	不要	令和 6 年 12 月 1 日 山城北土木事務所 新たに建物を整備しないため、該当なし。 (既存建物は平成 6 年 3 月 27 日に建築確認済み)	
	第 51 条(ただし書き許可申請)	不要	同上	
農地法	第 4 条(転用許可申請・届出)	不要	自社判断 (農地ではない)	
	第 5 条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)	不要	自社判断 (農地ではない)	
道路法	第 32 条(道路の占用の許可申請)	不要	自社判断 (道路の占有なし)	
騒音規制法	第 6 条(特定施設の設置の届け出)	不要	令和 6 年 12 月 20 日 宇治市環境企画課 特定施設(騒音・振動)一覧表に該当する施設がないため手続きが不要	
振動規制法	第 6 条(特定施設の設置の届け出)	不要	令和 6 年 12 月 20 日 宇治市環境企画課 特定施設(騒音・振動)一覧表に該当する施設がないため手続きが不要	
宇治市環境美化推進条例		不要	令和 6 年 12 月 20 日 宇治市まち美化推進課 建屋内での保管であり、手続き不要	

横島コミュニティセンター

印刷ページ表示 更新日：2019年11月5日更新

いいね！ 0

シェアする

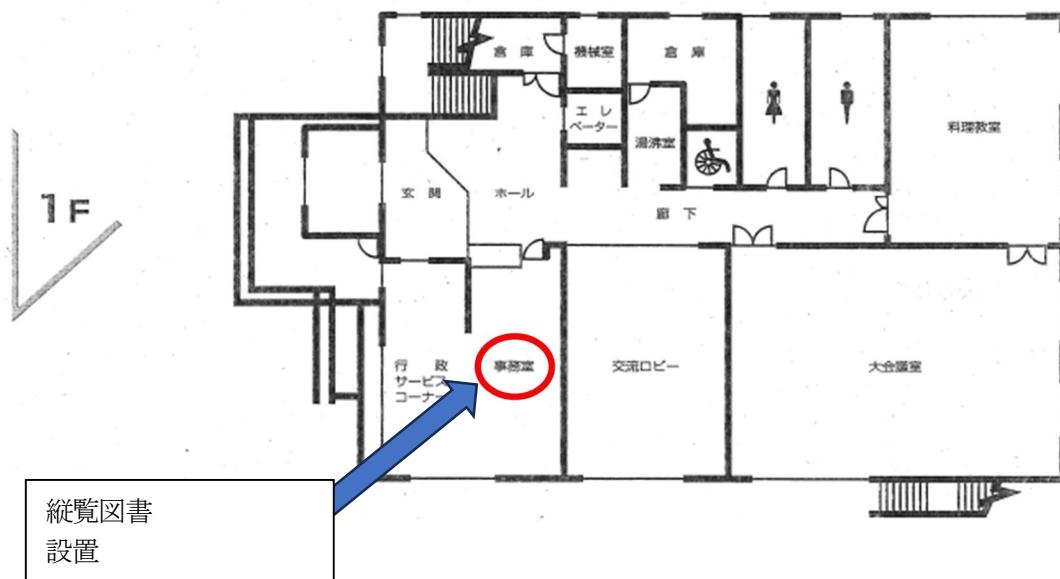
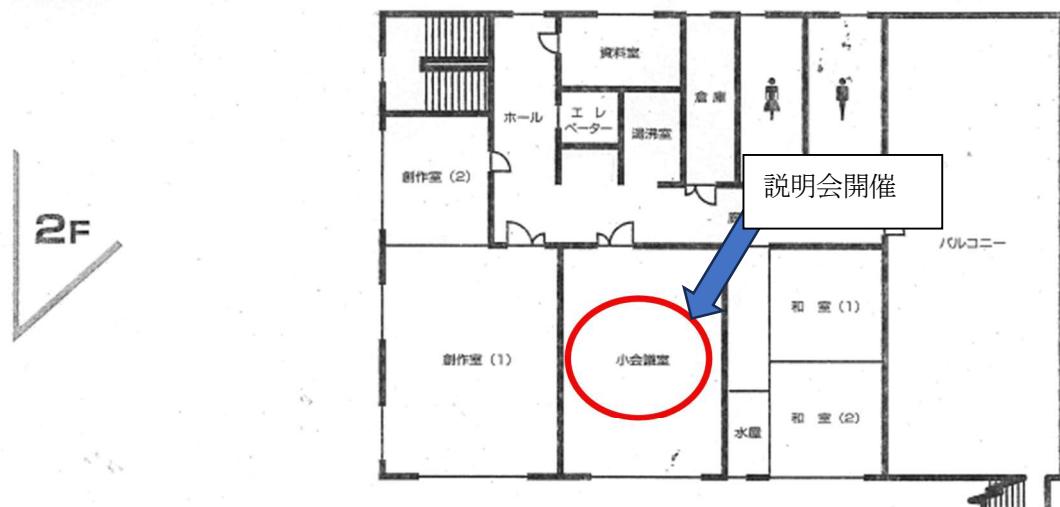
× ポスト



コミュニティセンターは市民相互の交流と地域活動の振興に役立てるとともに、福祉の増進、市民文化の向上を図るために地域活動の拠点施設として、市内に4箇所設置しています。

## センターの概要

- ・ 所在地 : 宇治市模島町大川原27番地の5
  - ・ 電話番号 : 0774-39-9189



(槇島コミュニティセンター 地図)

